

6月号



# 国民健康保険だより

発行／大和郡山市保険年金課 令和8年6月1日

5月下旬に受診券を送付しています

## 年に1度の**特定健診**を!

期間

令和8年 6月1日 ~ 令和9年 2月28日

※昭和26年10月1日～昭和27年2月28日生の人は誕生日の前日まで

場所

各実施医療機関

期間の終盤は医療機関が混雑します。

費用

無料

ぜひ早めの受診を!

対象者

- ・大和郡山市国民健康保険に加入している人
- ・誕生日が昭和26年10月1日～昭和62年3月31日の人

### ～後期高齢者健診について～

対象者

- ・誕生日が昭和26年9月30日以前の人
  - ・65～74歳の人で一定の障害がある後期高齢者医療保険の人
- ※昭和26年5月1日～昭和26年9月30日生の人には誕生日翌月にさんて郡山から受診券をお送りします。

費用：500円

問い合わせ先：保健センター「さんて郡山」 ☎58-3333



詳しくは保健センター「さんて郡山」より届く通知をご確認ください。

## 特定健診を受けると抽選でQUOカードが当たります!!

### ● 抽選の対象となる人

今年度の特定健診を**11月末まで**に受診し、下記のいずれかに該当する方

- ① 3年間、特定健診も医療機関も受診しなかったが、今年度は特定健診を受診した人
- ② 昨年度の特定健診でメタボ該当だったが、今年度の特定健診で非該当になった人
- ③ 40～60歳の方のうち、今年度を含めて3年間連続で特定健診を受診し、すべてメタボ非該当だった人



問い合わせ先：保険年金課 給付係 ☎53-1643

# ～国民健康保険税 納税通知書を送付します～

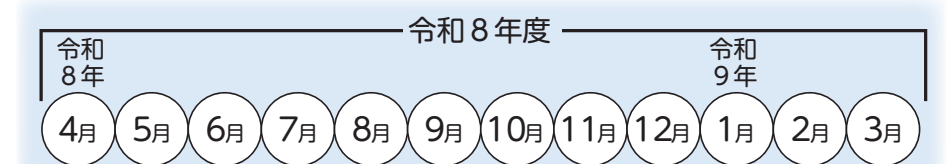
令和8年度 国民健康保険税納税通知書を7月中旬に送付します。

## 世帯主宛に送付します。

国民健康保険では、**保険税の納税義務者は世帯主**となります。世帯主が国民健康保険被保険者でない場合でも、世帯内に国民健康保険被保険者がいれば、**世帯主宛に納税通知書が送られます**。ただし、**保険税額は被保険者のみで計算します**。

## 納期は年8回です。

●通常、1年間(4月～翌年3月)分の税額を8回の納期で納めていただきます。



期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	令和8年7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	令和9年1月末	2月末

※納期限が、土・日曜・祝日・休日の場合は、翌日が納期限となります。

1回が1ヶ月分とはなりませんので、ご注意ください。

●特別徴収(年金からの天引き)の世帯は、年金受給月の年6回となります。

## 申告はお済みですか？

国民健康保険税は、被保険者の前年中の所得、人数に応じて計算します。5月下旬～6月初旬に国民健康保険税申告書が届いた人で、申告がまだお済みでない場合は至急、申告書を必ずご提出ください。

国民健康保険税  
申告書

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

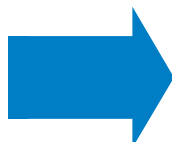
## スマホ決済で、ご自宅から納付ができるようになりました。

スマホ決済とは、お使いのスマホ等で対象アプリを利用することにより、24時間どこからでも簡単に納付ができるサービスのことです。

※令和4年度以降に交付された納付書のみ、対応しております。

※スマホ決済では、領収証書は発行されません。

詳しくはこちら！



# 非自発的失業者を対象とした国民健康保険税の軽減措置について

倒産・解雇等の事業主都合による離職（雇用保険の特定受給資格者）や、雇い止めなどにより離職（雇用保険の特定理由離職者）し、国民健康保険に加入されている人を対象に、国民健康保険税の軽減申請を受付しています。

## 対象となる人

次のすべての条件を満たす人が対象です。

- 1 離職時点で65歳未満であること。
- 2 雇用保険受給資格者証を持っていること。
- 3 雇用保険受給資格者証の離職理由コードが右記のいずれかであること。

離職者区分	離職理由コード
特定受給資格者	11, 12, 21, 22, 31, 32
特定理由離職者	23, 33, 34

雇用保険受給資格者証		(第1面)
1. 支給番号	2. 氏名	
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢
6. 生年月日		7. 求職番号
8. 住所又は居所		
9. 支払方法(記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店名)		
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	15. 給付制限
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額	
16. 求職申込年月日	17. 認定日	18. 受給期間満了年月日
19. 基本手当日額	20. 所定給付日数	21. 通算被保険者期間
22. 離職前事業所名		
23. 再就職手当支給歴	24. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)	

安定所連絡メッセージ1  
安定所連絡メッセージ2  
管轄公共職業安定所又は  
管轄地方運輸局所在地  
電話番号

センター 公共職業安定所長 業務安定所長印

交付 年 月 日

折り曲げ線

## 軽減内容

保険税の所得割を算定する際、対象となる人の前年所得の給与所得を30/100として算定します。

## 軽減期間

離職日の翌日から翌年度末までの期間の保険税が軽減されます。

(例) 離職日が令和8年3月31日の場合、保険税の軽減は令和8・9年度分(令和10年3月まで)となります。

## 申請方法

【ご来庁の場合】 提出先：保険年金課 保険税係

資格確認書（または資格情報のお知らせ）、雇用保険受給資格者証をご持参し、保険年金課窓口にて申請してください。

【オンラインの場合】

市HPにも掲載されている [Logoフォーム](#) (右記のQRコード) より申請してください (一部画像が必要です)。



※軽減適用申請書については、市HPに掲載しておりますが、窓口でもご準備しております。

※雇用保険受給資格者証はハローワークで取得してください。

※雇用保険受給資格者証を紛失された場合は、ハローワークにお問い合わせください。

保険税についてのお問い合わせ… 保険年金課保険税係 ☎53-1646

# 健康診断結果の提出のお願いについて

(特定健康診査を除く)

今年度中に、特定健康診査を受診されるかわりに職場の健診や人間ドック等を受診される方はぜひ、健診結果の提供にご協力をお願いいたします。

結果を提供いただいた人のうち下記の条件をすべて満たす人には市内で使える**1,000円分**の商品券を進呈します。

## 受付場所

市役所 保険年金課給付係（1階㉓窓口） ☎53-1643

## 対象 となる人

- 大和郡山市国民健康保険特定健診対象者のうち、特定健診を受診していない人
- 下記特定健診の項目のうち、心電図、貧血を除くすべての項目が記載された健診結果をご提供いただいた人
- 提供いただく健診結果の受診日時点で本市国民健康保険の資格がある人



## 特定健診の項目



検査項目	検査の内容・検査結果からわかること	
問診	食事や運動などの生活習慣の状況について記入します	
身体測定	身長と体重を用いて、肥満度を確認することができます BMI=体重(kg)÷(身長(m)×身長(m))	
腹囲	メタボリックシンドロームの判定に使われ、「内臓脂肪の蓄積」を知る目安になります	
血圧測定	高いか低いかを確認することで、色々な病気に対しての判断材料になります	
尿検査	尿糖	腎臓の働きが低下していないかの指標になります
	尿蛋白	
血液検査	GOT	どれも肝臓に多く含まれます どれくらい増えているかを調べることで、肝臓の働きに異常がないかを確認します
	GPT	
	r-GTP	
	中性脂肪	肥満の原因になるので、増えすぎていないか確認します
	HDL コレステロール	血液の流れを良くする働きがあるので、減っていないか確認します
	LDL コレステロール	血管を詰まらせる原因になるので、増えすぎていないか確認します
	空腹時血糖	血液の中に糖がどのくらい含まれるかを測定します
	ヘモグロビン A1c	ヘモグロビン A1c は、過去 1~2 ヶ月間の平均的な血糖値を示します
	血清クレアチニン	腎臓の働きが低下していないかがわかります
	尿酸	痛風や尿路結石などのリスクがわかります
eGFR	腎臓の機能を評価する指標になります	
心電図	不整脈、冠状動脈の様子などが推測できます	
貧血検査	血液中の赤血球や色素量などを調べます	
診察	問診票や身長・体重・血圧、心電図などの結果をもとに、医師が総合的な診断を行います	